

# 令和6年度学生の県内企業におけるフィールドワーク推進業務企画提案募集要項

## 1 企画提案を募集する業務

令和6年度学生の県内企業におけるフィールドワーク推進業務

## 2 趣旨・目的

学生の県内就職を促進するため、学生と地域企業を繋ぎ、地域企業の課題解決等に取り組むフィールドワークやワークショップを開催する。

## 3 実施業務（詳細は別紙仕様書のとおり）

- (1) フィールドワーク・ワークショップの企画・運営
- (2) 業務実績報告書の作成

## 4 委託料

委託件数 3件程度（1者につき1件）

経費上限額 895千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

なお、実際の契約金額は委託先の選定後に、見積書を徴取して決定する。

## 5 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

## 6 企画提案応募資格

県内を所在地とする、または県内にキャンパスを置く国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人国立高等専門学校機構

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案提出書（様式2）

ウ 企画提案書（様式任意、日本産業規格A4）

・テーマ名

・実施管理体制

担当者・管理責任者等の実施体制、緊急時の体制及び情報管理体制等について記載すること

・連携を想定する県内企業名（学生とチームを形成する県内企業名）

・上記企業の課題

・上記課題を解決するための具体的な実施内容や手法

（フィールドワーク・ワークショップは4コマ程度以上を実施すること）

実施時期、場所、開催内容、当日の運営体制等、当該業務の実施内容や実施方法について具体的に記載すること。

エ 経費積算書（様式3、日本産業規格A4）

上記4「委託経費上限額」に示す金額以内（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載）で見積もり、経費区分ごとの積算内訳（単価、数量）が分かるように作成すること。

オ その他企画提案を説明するのに必要な書類

(2) 提出部数

参加表明書 1部

企画提案書等 5部（正本1部、副本4部）

(3) 提出期限

**参加表明書 令和6年9月10日（火）17時必着**

**企画提案書等 令和6年9月17日（火）17時必着**

(4) 提出方法

上記7（1）に示す提出書類一式を、下記「12 問い合わせ先・応募窓口」に直接持参するか郵送すること。

直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

(5) 留意事項

ア 企画提案は1者につき1提案とする。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

ウ 提出された書類の内容を変更することはできない。

エ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

オ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

カ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・日本産業規格A4）を提出すること。

## 8 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和6年9月10日（火）17時必着

(2) 質問方法

質問書（様式4）に記入の上、下記「12 問い合わせ先・応募窓口」あて、電子メールで提出すること。

原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないこととする。

(3) 回答方法

回答は、質問書を提出した者あてに電子メールで回答する。

## 9 事業実施候補者の選定

(1) 審査

ア 企画提案された内容について書類審査を実施する。

イ 審査対象は事前に提出された資料についてのみとし、追加資料の提出は認めない。

(2) 審査項目

ア 実施管理体制

イ 経費の妥当性

ウ 提案の全体像

エ 具体的な実施内容や手法

## 10 審査結果の通知と委託契約の締結

### (1) 審査結果の通知等

審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

### (2) 委託契約の締結及び権利の帰属

ア 選考後、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。その際、協議内容に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。

イ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結する。

ウ 本業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属し、県が、県の業務において使用する場合において、受注者の許諾なく自由に使用できる。

### (3) 事業報告等

受注者は、事業の実施状況について適宜県に報告するとともに、事業終了後は速やかに実績報告書等を提出すること。（契約の際に様式を提示する。）

## 11 その他留意事項

(1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は返却しないものとする。

(3) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。

(4) 事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。

(5) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の調整及び処理は、受注者が行うこと。

(6) 受注者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成 10 年 12 月 24 日青森県条例第 57 号）等を遵守すること。

(7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

## 12 問い合わせ先・応募窓口

青森県子ども家庭部若者定着還流促進課県内定着促進グループ（県庁南棟 4 階）

住 所 〒030-8570 青森市長島 1 丁目 1 番 1 号

電 話 017-734-9398

e-mail wakamono@pref.aomori.lg.jp

### 13 関連書類及び提出様式

#### (1) 関連書類

- ・別紙 令和6年度学生の県内企業におけるフィールドワーク推進業務仕様書

#### (2) 提出様式

- ・様式1 参加表明書
- ・様式2 企画提案提出書
- ・様式3 経費積算書
- ・様式4 質問書